誓約書兼同意書

１　誓約事項

（共通）

⑴　伊勢崎市移住支援事業補助金の交付申請日から５年以上継続して伊勢崎市に居住する意思

を持っています。

⑵　伊勢崎市移住支援事業補助金の交付申請日から５年間は、住所又は就業先に変更があった

場合、伊勢崎市から転出した場合その他の補助金の要件を満たす資格を喪失した場合には、

市長にその旨を報告します。

⑶　伊勢崎市移住支援事業補助金交付要綱第１３条の規定に基づき、交付決定の取消しがされ

た場合には、同条の規定に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。

　⑷　申請者及び世帯の構成員は、伊勢崎市暴力団排除条例（平成２４年伊勢崎市条例第３２号)第２条第４号に規定する暴力団員等に該当しません。また、暴力団等の反社会的勢力と密接な関係を有していません。

　⑸　伊勢崎市移住支援事業補助金交付要綱第１４条の規定に基づき、伊勢崎市移住支援事業補

助金についての報告、立入調査等について、伊勢崎市から求められた場合には、それに応じ

ます。

（就業又は関係人口に関する要件のうちイ（ア）（以下、関係人口（就業）という。）の場合）

⑴　５年以上継続して勤務する意思を持っています。

⑵　就業（一般）又は関係人口（就業）の場合、就業先の法人の代表者、取締役等の経営を担う

　者との関係については、３親等以内の親族に該当しません。また、転勤等による勤務地の変更

ではなく新規雇用による就業です。

　⑶　就業（専門人材）の場合、就業先の特定のプロジェクト等の目的達成後に離職することを

前提としていません。また、転勤等による勤務地の変更ではなく新規雇用による就業です。

（関係人口に関する要件イ（イ）（住宅取得）の場合）

1. 自己の居住のために購入した住宅です。また、２親等以内の親族からの贈与又は売買によ

り取得したものではありません。

（テレワークの場合）

⑴　自己の意思において伊勢崎市へ移住します。

（起業の場合）

⑴　５年以上継続して起業する意思を持っています。

２　同意事項

⑴　伊勢崎市移住支援事業補助金の交付を受けたときは、その交付決定の日から５年間、伊勢崎

市の保有する住所及び世帯状況に関する情報を調査すること。

⑵　伊勢崎市移住支援事業の適切かつ円滑な実施のために必要があるときは、実施に際して得た

個人情報について、伊勢崎市が国、都道府県又は他の市区町村に提供又は確認をすること。

　　伊勢崎市移住支援事業補助金の交付申請に当たり、以上の事項について誓約し、同意します。

　　年　　　月　　　日

（宛名）伊勢崎市長

住　所

署　名（申請者氏名）